

国内旅行傷害保険 商品概要

「国内旅行傷害保険」は、旅行中のこんなトラブルに備える保険です。
国内旅行中の事故によるケガや、手荷物の盗難・破損などのトラブルを補償します

転倒して脚首を骨折してしまい、
手術をとまなう入院した
(入院および手術補償)

飛行機が欠航し
宿泊が必要となった
(航空機欠航補償)

お店にあった商品を
壊してしまった
(賠償責任補償)

スーツケースの車輪が
こわれてしまった
(携行品損害補償)

リュックに入れた持ち物が
盗まれてしまった
(携行品損害補償)

*補償される「保険金の種類」は、お申込みなる保険プランまたは保険契約証で必ずご確認ください。

補償内容の概要はこちらからご確認ください。

国内旅行傷害保険の商品概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ※同一のケガにより既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を差し引いた残額をお支払いします。	① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。
傷害 後遺障害 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を被った場合	後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※傷害死亡・後遺障害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。	④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置（保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合は、お支払いの対象になります。） ⑦ 被保険者に対する刑の執行
傷害 入院保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	その入院日数に対し、1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑪ 危険な運動等を行っている間に生じたケガ ⑫ 被保険者が訴える頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等の症状で医学的他覚所見のないもの など

国内旅行傷害保険の商品概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 手術保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガの治療のため、手術を受けられた場合	入院中の手術は傷害入院保険金日額に10倍、入院外の手術は傷害入院保険金日額に5倍を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故について事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 ※公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に列挙されている診療行為および先進医療に該当する診療行為に限ります。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、非観血的な整復固定術等、抜歯を除きます。	注.「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます（細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を除きます）。
傷害 通院保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合	その通院日数に対し、90日を限度として1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。	
賠償責任 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負った場合	賠償責任保険金をお支払いします。 ※被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、その者の親権者等（親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する被保険者の親族）を被保険者とします。ただし、賠償責任保険金を支払うのは、その未成年者または責任無能力者が旅行行程中に生じた事故により他人に加えた身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 ※ルームキーを含むホテル等の宿泊施設の客室は、お支払いの対象になります。 ※賠償金額の決定には事前にチューリッヒ保険会社の承認が必要となります。	①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑤被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑥被保険者の同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑦被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ⑧被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶、車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
携行品損害 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、携行品が損害を受けた場合 ※次のものは保険の対象となりません。 有価証券、印紙、切手、預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、稿本、設計書、船舶（ヨット、モーターボート等を含みます。）、自動車、原動機付自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、危険な運動（ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山等）をしている間のその運動のための用具	携行品損害保険金をお支払いします。また、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明が必要となります。 ※「携行品」とは、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に限ります。	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑥差し押え、徴収、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ⑦保険の対象の欠陥、自然の消耗、性質によるさび、変色等 ⑧保険の対象の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等の外観の損傷

国内旅行傷害保険の商品概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害 保険金			⑨ 保険の対象である液体の流出 ⑩ 保険の対象の置き忘れ、紛失 ⑪ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故 など
救護者費用等 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、以下のいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した場合 ・被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合 ・急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ・急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院をされた場合 ※「費用」とは、以下①～⑤をいいます。 ① 捜索救助費用 ② 救護者の現地までの自動車、電車、船舶、航空機等の1往復分の交通費(救護者2名分まで) ③ 現地および現地までの行程における救護者のホテル、旅館等の宿泊料(救護者2名分まで、かつ、1名につき14日分まで) ④ 被保険者が死亡した場合の遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住所もしくは病院等へ移転するための費用 ⑤ 救護者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(3万円まで)	その費用の負担者に救護者費用等保険金としてお支払いします。ただし、危険な運転等を行っている間に生じた事故により発生した費用は除きます。	① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置(保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合は、お支払いの対象になります。) ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑪ 危険な運動等を行っている間に生じた費用 ⑫ 被保険者が訴える頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等の症状で医学的他覚所見のないもの など
航空機欠航等 宿泊費用 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、以下のいずれかに該当したことにより、最終目的地以外の地において宿泊施設に宿泊し、被保険者がその費用を負担した場合 ・欠航または着陸地変更により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機(着陸地変更した場合には、その航空機を含みます。)を利用できない場合 ・出発遅延により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できない場合 ・航空機を乗り継ぐ場合は、到着機の遅延により、出発機に搭乗することができず、その出発機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できない場合	航空機欠航等宿泊費用保険金(1回あたり1万円)をお支払いします。 ※「宿泊施設」とは、ホテル、旅館等の宿泊のために利用した施設をいいます。 ※「到着機」とは、乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。 ※「出発機」とは、乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定であった航空機をいいます。	① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 など

国内旅行傷害保険の商品概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
バス運休 宿泊費用等 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、バスの運休または到着地変更により、そのバスの出発予定日に代替となる他のバス（到着地変更した場合には、そのバスを含みます。）を利用できない場合	被保険者がその費用を負担したときは、バス運休宿泊費用等保険金額を限度にバス運休宿泊費用等保険金をお支払いします。 ※保険期間を通じ、1万円を限度とします。 ※「費用」とは、宿泊施設の客室料、飲食店における食事代、交通費をいいます。	航空機欠航等宿泊費用保険金と同じ
<p>◆ 危険な運動等とは、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングをいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを除く。）、リュージュ、ポブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動 ・ 自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転 <p style="text-align: right;">など</p>			

A-221227-1 (2212)